

奨学金制度の拡充を求める意見書

日本国憲法は、第26条において全ての国民に、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を保障しており、教育基本法も第4条において、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならないと規定している。日本を除くOECD（経済協力開発機構）の加盟国33か国のうち、大学の授業料が無償の国は17か国あり、残りの16か国でも給付型の奨学金が制度化されているが、日本においては、私立大学の初年度納付金の標準額が131万円、国立大学では81万7,800円と高額な上、給付型の奨学金はなく、有利子奨学金が約4分の3を占めている。OECD各国のGDPに占める教育費の割合は、比較可能なOECD加盟国において、日本は3.5%で30か国中4年連続最下位である。

就職難や低賃金の不安定雇用が広がる状況のもと、奨学金を利用していない学生のうち、利用しない理由として、将来の返済が不安と答えた学生が3分の1に上っているという統計もあり、現状の制度では奨学金に頼りたくても頼れない状況にある。

こうした中、2017年からは「所得連動返還型奨学金」も始まり、更に政府は、給付型奨学金の創設に向けて検討するという方針を打ち出している。しかし国の平成28年度教育予算において無利子奨学金の貸与者数は47万人、有利子奨学金の貸与者数は約84万人おり、今なお、学生が安心して学べる環境とはいえない。

意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学を断念することなく、どんな家庭環境であっても望めば教育を受けられる社会を実現するために更に奨学金制度を充実させる必要がある。

よって、逗子市議会は国に対し、無利子奨学金の拡充、所得連動返還型の既卒者への適用、また低所得世帯や成績優秀者など一定程度の条件を付した上での給付型奨学金の創設など、奨学金制度全体の制度改革に取り組むよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月23日

逗子市議会